

賞金等を伴うテレビ番組等への参加に関する取扱要領

本連盟の競技者が賞金を伴うテレビ番組等へ参加することについては、今後、以下のとおり取り扱うこととする。

1. 本連盟の競技者が賞金等を伴うテレビ番組等へ参加する場合、原則として所属する加盟チームの代表者（部長等）の承認を得ることとする。
2. 日本オリンピック委員会（以下「JOC」とする。）から五輪強化選手として指定されている競技者については、JOC並びに全日本アマチュア野球連盟の承認を要する。
3. 獲得した賞金等については、各自の責任において適正な処理をしなければならない。
4. テレビ番組等への参加に際し、本連盟、加盟地方団体及び地区連盟の名誉を傷つけ又は本連盟、加盟地方団体及び地区連盟の目的に違反する行為があった場合、登録規程第15条の規定を適用する。
5. この取扱要領により難しい場合は、常任理事会で協議し決定するものとする。
6. この取扱要領は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

この規程は、公益財団法人日本野球連盟の設立の登記の日（2013年3月1日）から施行する。